



## 論 說



# 道路運送の發達と自動車保險の必要

島 田 孝 一

輓近道路上に於ける自動車の運用の旺盛になり來つたに伴つて自動車によつて惹起せられる事故が次第に増加する傾向を示すに至つたのは争ふべからざる事實である。自動車による事故そのものゝ發生を未前に於て防止せんが爲に充分の注意を拂ひ考慮を用ふる必要のあるのは論を俟たざる處であるが、人力を以て如何にこれが防止に努力したとしても、是等の事故を全然發生せしめざる様になすことは到底吾人の力の及ぶ處でないのも亦明白なることであるから、惹起せられたる交通事故がありとすれば、この事故による被害者に對して經濟的損害を充分に填補すべき制度が現代の社會に存在しなければならぬ必要を認めざるを得ないのである。然らざれば自動車事故による被害者は時に重大なる經濟的損害を蒙り、而もこれに對して適當なる慰藉を受けることが出來な

いで終る場合がないとは言へないのである。筆者が自動車保険の必要を主張する根本の理由は茲に存するのである。然しながら今日吾國に於ける營業用自動車の經營は、相當に激烈なる競争状態の下に行はれつゝあるのは事實であるから、若し彼等は常に自動車保険に参加することを強要せしめられるとするならば、營業者として相當の保険料を支拂ふこと自體に苦痛を感じるかも知れないと言ふ事實は筆者と雖も認めるものである。然しながら自動車の運用者が保険料の支拂に就て充分の負擔能力がないと言ふ理由を以て社會的に極めて重要にして必要な制度を採用すべからずとなすのは吾人の決して賛成し能はざる處であつて、いやすくも社會の向上を試み、よりよき社會の建設に努力すべきものであるとするならば、多少の困難又は苦痛と闘つても、猶窮極の理想に向つて邁進すべき必要を感じるのである。若し今日の場合猶自動車保険の實施に就て時期尙早の議論がありとするならば、百年清河を待つゝの憾なしとしないものであると考へられるのである。

二

由來廣義の自動車保險と稱するものは自動車の所有及び運轉に關して生ずるやも測り難い危険を對象とする保險である。従つて所謂自動車保險はこれを大別して二種となすことが出来るであらう。即ちその一は車輛に關する各種の災害——火災盜難衝突墜落顛覆等——による損害を引受けるもの、換言すれば自動車の車輛自體に關して發生するやも知れざる各種の損害を引受けるもの

である。その二は自動車の所有者又は運轉手の負擔する責任、或は所有者又は運轉手の傷害、死亡等を引受けるものであつて、その中殊に重要にして且普通行はれるものは所有者又は運轉手の負擔する責任に關する保險である。而して是等各種の保險契約を締結することによつて自動車による旅客運送又は貨物運送に關聯して生ずることあるべき種々の損害に對して、自動車の所有者又は運轉手のみならず、廣く一般社會に於ける道路上の歩行者、或は貨物運送の關係者たる荷主、荷受主等の受けるやも知れざる經濟的損害を填補し延ひては、彼等の利益を擁護し得るものであると觀られるのである。自動車に關して發生するやも知れない危険の種類は前述の如く相當多岐に亘るのであるから、従て保險の種類も亦自ら多數生じ來るのは當然である。今日普通行はれる自動車に關する保險と言へば、(一)自動車の所有者又は運轉手が他人の財産の上に加へたる危害につき任すべき責任によつて生じたる損害を填補する財産損害保險、(二)自動車事故が生じた場合に他の物體に衝突することによつて生じたる損害に對してのみ填補する衝突保險、(三)自動車の車體機關部分品等が火災の爲に燒失したるによつて生ずる損害を填補する火災保險、(四)自動車運送に關聯して目的物又は利益に生ずることあるべき危険を引受ける運送保險、(五)自動車又はその運用上必要な部分品が盜難にかゝるやも知れないと言ふ危険を對象とする盜難保險、(六)自動車によつて運送せられる物品が運送中に盜難にかゝるやも知れないと云ふ危険より生ずる損害を引受ける積荷盜難保險等を數へることが出来るのであつて、その何れもは今日の社會に於て必要であるのは言ふまでもない。

のであるが、筆者が茲に最も重要なものと認めたいのは自動車に關する責任保險である。この保險の形式は被保險者たる自動車の所有者又は運轉手に對して自動車事故によつて他人の身體に對して偶然加へたる傷害に起因する責任より生ずる損害について填補をなすものである。而してこの保險契約に於て普通損害に對する填補が行はれるのは、(一)事故によつて惹起せられた他人に對する傷害に對して被保險者が支拂ひたる醫療費、(二)事故に起因する訴訟を被保險者が受けたる時はこれ等の手續をとるに必要なる各種の費用、(三)保險者の承諾を得たる範圍に於て被保險者の支拂ひたる費用等である。合衆國の如きに於ては保險者が填補の責に任ずる金額の範圍を一つの事故によりて一人が傷害を受けた場合には最高五千弗一つの事故によりて多數人が傷害を受けたる時には最高一萬弗と定められるのが普通行はれる處の如くである。吾國に於ける自動車普通保險約款の中には衝突に直接起因する保險契約者又は被保險者の賠償義務の損害金額の四分の三まで保險者は填補すると定められて居るものが尠くない。但しこの場合にも自動車に積載せられたる人畜に生じたる損害の賠償はこれを除外して居るのである。

## 三

自動車に關する保險は右に述べた様にその種類も内容も共に極めて複雑であるがその中殊に自動車の所有者及び運轉手が第三者に對して加へたる危害より生ずる損害の賠償の實を充分に達す

る目的を以て、保險者がその賠償義務の損害を填補する所謂責任保險を廣く行ふことは、道路上に於ける自動車の運用が今日の如く旺盛に行はれる場合には何處に於ても必要な施設であると信ぜられるのである。交通機關としての自動車は今日の社會に於ける各人の活動を助長せんが爲には一日も缺くべからざる機關となつて居ると思ふ。然しながら自動車は相當の高速度を以て都會内の雜踏せる道路上を縦横に馳せ廻らされる時には、その運用に關して事故の發生する處が多分に存するのは已むを得ない處であるから、自動車事故そのものゝ發生を未前に防止し得るが如き施設を講ずる爲に全力を傾注して然るべきは勿論であるが、一度事故が發生したならばその責任者をして充分に損害に對する賠償の責を負はしめる必要も亦當然生ずるのである。然しながら富有なる自動車の所有者は兎も角として多くの自動車業の經營者の經濟的立場は概して貧弱であつて、かゝる機會にその責を果す經濟的資力を缺くことがないとは斷言出來ないのである。従て總ての場合に損害賠償の責を負はす保證を得る爲には、自動車の所有者又は自動車業の經營者をして強制的に責任保險に参加せしめる必要を感ずることとなるのである。去りながら既に經濟的立場の貧弱なる自動車業の經營者は如何にして責任保險に参加してその保險料の支拂がなし得られるであらうかと云ふ意味の反對論が生じ來る處がないとはしないのであるが、もし此の如き議論を述べるものがあるとすれば、それは保險の制度の何ものたるかを了解せざる人々の主張であると批評せざるを得ないと思ふ。何となれば將來の特定の必要にしてその發生の有無發生の時期發生の額が不確定な

るものに對して吾人が個々單獨に貯蓄を行ふことによつて準備をすることは不可能であるか、或は不可能でないとしても尠くとも不經濟であるのは論を俟たない處である。従て共通準備財産を形成してこの缺點を補はんと試みるものが保險の手段であり、且この手段によつて始めて保險の職能を發揮することが出来るからである。のみならずこの責任保險を法律の規定によつて強制するならば自動車の運轉の任に當る者として適任者を求めることが容易となるであらう。何となれば保險業者は不適任なる運轉手の運轉する自動車に就ては保險契約を締結するのを欲せず、結局運轉手としては自然淘汰の結果適任者のみ残る傾向が著しくなるからである。これと同時に保險業者は自衛上車輛の状態に最善の注意を拂ふ結果車輛も亦自然淘汰の結果として比較的良好のものゝみが運用せられる傾向が生じ來るのである。かく觀る時は自動車營業の開始の必要條件の一として營業者をして必ず責任保險に参加せしめることは現代の交通政策上極めて有意義のことゝ信ずるのである。一九三〇年の英國の道路交通法は自動車運輸事業に關して第三者に對する強制的責任保險の制度を規定し、自動車運輸事業につき免許を申請する者は免許の效力の發生する當時に於て有效なる責任保險證券を免許を與へる官憲に對して提出するか、或はこれに代るべき保證金を積立てる必要を定めて居るのである。合衆國に於て強制的責任保險を規定した最初の法律は一九二六年一月一日より施行せられたコネティカット州の州法である。又同國に於て最も著名なるこれと同様の州法は一九二七年一月一日以來實施せられてゐるマサチューセツツ州のものである。その

他メイン、ニュー・ハンブリア、ヴァモント、ロードアイランド、ミネソタ等の諸州も亦同様な州法の規定を設けて居るのである。

然しながら今日に於ても猶強制的自動車責任保険を否とする説がないわけではないのである。一部の論者の主張する處は強制的自動車責任保険の制度は自動車事故を減少せしめるに非ずして却つてこれを増加せしめる傾向がなしとしないと言ふにある。何となれば如何なる程度の事故を惹起しても、その損害賠償の責任は常に保険業者にあると言ふ安心は慎重なる運轉をしてその跡を斷たしめることとなるであらうと言ふ。然しながらこの説は總ての保険制度の悪用に對する一般的非難であつて、自動車責任保険の強制に關してのみ主張せられるものとはなり得ないであらう。またこの制度は損害賠償に關する訴訟の機會を増加せしめる虞なしとしないと言ふ説もある。自動車事故の被害者は保険業者から必ず充分なる賠償を受けやうと努めると共に、保険業者はその約款に定めた處に従て不當の要求に應ずるものではないのであるから、是等の關係者の相互の間には紛争に基く訴訟が絶へないであらうと言ふにあるが、これも亦直に自動車責任保険の強制に對する非難とはなり得ないと思ふ。人間相互の間に介在する權利義務を決定すべき手段として訴訟の形式が必要であるとするならば、訴訟が増加しても誠に已むを得ないこととしなければならぬと思はれるからである。更にこの制度は時に基礎の薄弱な保険業者をして進出の機會を得せしめる處があるのみならず、かくては保険料の低下の如きも期待することは出来ないと言くものもあるが、

この説も亦所謂保險政策の不備と自動車責任保險の強制とを混同して論じたものに過ぎないと思ふ。國家の保險政策の中保險業者に對する監督干渉につき適當なるものが存在するならば基礎の薄弱な保險業者の進出の機會は全くなかるべき筈であり不廉なる保險料が課し得らるべき筈でもないのである。かくして強制的自動車責任保險の制度に對する反對論には有力なるものを求め難く、自動車事故の發生が根絶せられない限り、萬一の場合に生じ得べき損害に對してこの制度の下に於て被害者に充分の慰藉が與へ得られるとするならば、今日の吾國の自動車業の經營者より觀て多少の困難と苦痛とを伴ふのは免れ得ないとしても、この制度の樹立に躊躇すべきではなからうと思ふ。(一九三三・七・一〇)

## 道路費の負擔について

野村兼太郎

道路の公共的性質については從來屢々本誌々上に於いて述べて來たところであるから、改めてこ